

姫路獨協大学大学院経済情報研究科規程

(平成5年3月26日制定)

改正 平成 8年12月19日
平成12年 3月23日
平成13年 3月15日
平成13年 5月17日
平成14年 3月14日
平成15年 2月19日
平成19年 3月22日
平成20年12月18日
平成25年 3月28日
平成30年11月29日

(趣旨)

第1条 この規程は、姫路獨協大学大学院学則（平成3年3月22日制定）に基づき経済情報研究科（以下「本研究科」という。）の入学、授業、履修等について必要な事項を定めるものとする。

(教育研究上の目的)

第1条の2 本研究科は、経済・経営・情報の分野において、経済・企業活動における諸問題を的確に分析し、幅広い学識を教授研究することによって、高度な専門知識及び能力を有する自立した経済人・企業人を養成することを目的とする。

(入学)

第2条 入学者の選考は、学力検査の結果と出身大学の学長、又は学部長の作成する調査書等を総合して行う。

2 志願者が社会人である場合は、その大学卒業後の経歴をも併せて考慮することがある。

(授業科目及び単位数)

第3条 本研究科の授業科目及び単位数は、学則に定めるとおりとする。この場合の各授業科目の単位の基準は、講義は15時間の授業をもって1単位とする。演習は30時間の授業をもって1単位とする。ただし、15時間をもって1単位とすることがある。

(履修)

第4条 学生は、履修しようとする授業科目を指定の期日までに、研究科長に届け出なければならない。

2 学生は、他の研究科の授業科目を履修しようとするときは、研究科長を経て、当該研究科長の許可を受けなければならない。

3 学生は、研究指導担当教員の指示を受けた場合、学部教育課程において必要な科目を履修しなければならない。

(課程修了の要件)

第5条 課程修了の要件は、2年以上在学し、別に定めるところにより次の各号に定める

区分から30単位以上を修得し、かつ修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

(1) コア科目、経済・経営系科目、情報系科目及び特定領域研究 22単位以上

(2) 演習 4単位以上

(3) 研究指導 4単位

2 他の研究科の授業科目は、研究科委員会が特に認定したものに限り、前項第1号に規定する単位に充当することができる。この認定を受けようとする学生は、学期の始めに研究科長に願い出るものとする。

(研究指導の担当教員等)

第6条 研究科委員会は、各学生の研究指導担当教員を定める。ただし、必要に応じて、研究指導副担当教員を置くことができる。

(単位修得の要件)

第7条 各授業科目の単位修得の認定は、その授業の終了した学期末、又は学年末に行う。

2 前項の認定は、筆記試験、口頭試験又は研究報告等により行う。

(成績)

第8条 各授業科目の成績は、優、良、可、不可とし、可以上をもって合格とする。

(学位論文の提出)

第9条 学位論文を提出しようとする者は、研究科に1年以上在学し、その年度に所定の単位を修得する見込みでなければならない。

(学位の授与)

第10条 所定の単位を修得し、修士論文の審査及び最終試験に合格した者に対しては、別に定めるところにより、修士の学位を授与する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は研究科委員会が定める。

附 則 (平成5年 規程第14号)

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年 規程第33号)

1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。

2 平成8年度以前の入学者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成12年 規程第18号)

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 平成11年以前の入学者については、改正後の別表の規定にかかわらず、同表中、計量経済学演習、経済学史演習、証券市場システム演習、経済法演習、経済統計演習及び経済モデル分析演習の授業科目に係る規定を除き、なお従前の例による。

附 則（平成13年 規程第7号）

- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成12年度以前の入学者については、改正後の別表の規定にかかわらず、同表中、情報経済学研究、情報経済学演習、経営情報システム研究、経営情報システム演習、会計情報システム研究Ⅰ及び会計情報システム研究Ⅱの授業科目に係る規定を除き、なお従前の例による。

附 則（平成13年 規程第28号）

この規程は、平成13年5月17日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成14年 規程第12号）

この規程は、平成14年4月1日から施行する。ただし、平成13年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成16年 規程第2号）

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成15年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成19年 規程第12号）

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成18年度以前の入学者については、改正後の第4条第3項及び第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成20年 規程第18号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。ただし、平成20年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成25年 規程第9号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。ただし、平成24年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成30年 規程第18号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。ただし、平成30年度以前の入学者については、なお従前の例による。